

《長期休業期間預かり保育を希望されるにあたって》

◎手続きについて

- 『長期休業期間預かり保育利用申請書』及び『勤務証明書』を記入の上、こども園に提出してください。(用紙は、こども園にあります。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。) シフト勤務の場合はシフト表も添付してください。検討後、『長期休業期間預かり保育利用決定通知書』及び『長期休業期間預かり保育利用申込書』をお渡しいたします。
- 『長期休業期間預かり保育利用申込書』については、締切日までに提出していただき、その後、『長期休業期間預かり保育利用承諾書』をお渡しします。
- 利用料は市からの納入書を配布しますので、期日までに金融機関へ納入してください。
- 欠席等で取りやめた場合は、『預かり保育利用休止届』に記入の上、提出してください。利用料は月末に精算いたします。

◎受入れについて

- 発熱、怪我などの緊急時には保護者の迎えが必要です。
- 警報時の対応については次のとおりです。

1. 台風による警報について

- ① 登園時刻に台風による警報が発令されている場合は、自宅で待機してください。
警報が解除された時点で保育を行います。
ただし、午前 11 時 30 分以降に警報が解除された場合、給食は提供できませんので食事をすませて登園してください。
- ② 預かり保育中に台風接近に伴う警報(大雨・洪水・暴風など)が発令された場合は、お迎えの連絡をしますので、いつでも連絡がとれるようにしておいてください。

2. その他の警報について

台風以外の警報の場合は、保育を行います。

安全に気を付けて登園してください。

尚、仕事の都合がつく方は、自宅で待機してください。

- ★警報の発令とは、「天理市」に警報(大雨・暴風・洪水など)が発令された場合です。
テレビ・ラジオ・スマートフォンなどで気象情報を確認してください。

◎準備物・服装について

- 通常保育と同じ持ち物(コップ・タオル・カラー帽子・布団など)・服装でお願いします。
- ※持ち物には必ず名前を記入してください。

- ◎その他、ご質問があればこども園までお尋ねください。(TEL69-2426)